

# 現場代理人及び主任技術者等の配置について

令和4年12月20日

建設業法施行令が改正され、令和5年1月1日より主任技術者及び監理技術者の専任を要する請負代金額が引き上げられます。これに伴い、三原市では現場代理人及び主任技術者等の配置に関する要件を変更します。令和5年1月1日以降、赤字部分について変更します。

また、今回の要件変更により、令和4年12月以前に契約した工事で専任配置していた者を非専任の配置に変更したい場合は、各工事の監督員にご相談ください。

## 1 現場代理人及び主任技術者等の兼務制限について

現場代理人及び主任技術者等の配置について、次のとおり契約金額によって兼務制限を設定しています。

契約金額（税込）	現場代理人※2	主任技術者・監理技術者
4,000万円以上 ※1	<b>兼務不可</b> ※ただし関連工事は2件まで兼務可能 （関連工事とは、工作物に一体性又は連続性が認められるもの）	同左
	※3 災害復旧工事を含む場合は、密接な関係があり、全ての工事箇所の間隔が25km程度の公共工事に限り5件以内（ただし、監理技術者の場合は兼務不可） ※兼務申請書の提出が必要。	同左
4,000万円未満 500万円以上 ※1	<b>3件まで</b> 兼務する全ての工事が直線で10km以内 ※兼務届出書の提出が必要。  <u>《災害復旧工事の場合》</u> ※4 ・件数に制限なし。 ・三原市内であれば距離制限なし。 ・兼務届出書の提出は不要。	<b>3件まで</b> 兼務する全ての工事が三原市内 ※兼務届出書の提出が必要。  <u>《災害復旧工事の場合》</u> ※4 ・件数に制限なし。 ・兼務届出書の提出は不要。
500万円未満 ※1	<b>件数に制限なし</b> 配置する全ての工事が三原市内	<b>件数に制限なし</b> 配置する全ての工事が三原市内

※1 建築一式工事の主任技術者等に限り、500万円→1,500万円、4,000万円→8,000万円と読み替えること

※2 工事を担当している現場代理人を別の工事の主任技術者として配置する場合は、主任技術者として担当する現場を含めて現場代理人の配置要件に従うものとする。また、現場代理人は、必ずいずれかの現場に常駐しており、1日ですべての現場を見て周り、監督員と常時連絡が取れる体制であること。

※3 密接な関係とは、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事（資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請け業者で施工する場合を含む）をいう。兼務するには、「専任配置の免除に係る現場代理人・主任技術者等兼務申請書」を提出し、担当課の承認を必要とする。

※4 災害復旧工事について4,000万円未満の工事について距離制限と兼務制限を設けないとする措置は、平成30年7月豪雨災害に起因する臨時的措置であり、当面の間継続します。

2 営業所の専任技術者，経營業務の管理責任者の配置について

営業所の専任技術者，経營業務の管理責任者の配置可能な件数は次のとおりです。

契約金額（税込）	現場代理人	主任技術者
4,000 万円以上 （建築一式工事 については 8,000 万円以上）	配置不可	配置不可
4,000 万円未満 （建築一式工事 については 8,000 万円未満）		3 件まで配置可能

※以下の要件を満たすこと

- ・当該営業所において，請負契約が締結された建設工事であること
- ・工事現場の職務に従事しながら，実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接していること（兼務する工事現場と当該営業所との間を1時間程度で移動できること）
- ・当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること

※営業所の専任技術者，経營業務の管理責任者を主任技術者として配置する場合には「営業所の専任技術者等の配置に関する誓約書」の提出を必要とします。